平成２５年（フ）第１２４号
埼玉県所沢市花園３丁目2390番地の９、前住所京都府京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町130番地　メゾンドール四条大宮301号
債務者　石黒　敬之
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県所沢市大字上安松445番地の１　プレール秋津103
債務者　高野　　昇
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８７号
香川県高松市東山崎町301番地１
債務者　長尾日登美（旧姓大江）
１　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白井　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１１８０号
大阪市西区阿波座２丁目４番２―501号
債務者　井口　哲也
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寳谷　英一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３３号
大阪府東大阪市水走２―16―45　ライオンズマンション吉田207、住民票上の住所大阪府東大阪市横枕３番３号　シャトー横枕201号
債務者　中村　　泉
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三木　　笑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５４号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号　カーサ田中101号
債務者　樺山　　昇
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　晃一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２６号
大阪市生野区中川２丁目10番24号
債務者　中地雪子こと　丁　　允慶
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田佳代子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５号
香川県さぬき市津田町津田2765番地
債務者　岡田　一也
１　決定年月日時　平成25年４月18日午前９時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　龍太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第６９号
香川県東かがわ市三本松1278番地３
債務者　伴仲　義孝
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
香川県東かがわ市三本松1278番地３
債務者　伴仲　恵子（旧姓森高）
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１７号
山形市大字船町914番地12
債務者　本間　真弓
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
山形市薬師町２丁目19番５―807号　山形市営薬師町住宅
債務者　柴橋　若奈
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
島根県出雲市多久町881番地市営鳴竹住宅212
債務者　木佐　早苗（旧姓権田）
１　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３８号
千葉県印西市高花５丁目８番地11
債務者　古瀬　龍也
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県佐倉市生谷1508番地１、申立時の住所千葉県八街市八街に45番地241
債務者　櫻井真由子（旧姓原）
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４１号
千葉県佐倉市上座411番地168
債務者　厚狭　弥生（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４２号
千葉県成田市並木町215番地42
債務者　杉浦　悦子
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部